

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年3月9日

京都府立与謝の海病院
院長 関本 達之

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び予定数量

ア 名称 京都府立与謝の海病院手術衣・白衣、タオル・シーツ等洗濯業務
イ 予定数量 入札説明書及び仕様書のとおり

(2) 業務の内容及び洗濯物の種類

入札説明書及び仕様書のとおり。

(3) 期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 納入場所

京都府立与謝の海病院

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒629-2261 与謝郡与謝野町字男山481番地

京都府立与謝の海病院事務部会計課

電話番号（0772）46-3371 内線6322

(2) 入札説明書の交付期間

平成24年3月9日（金）から平成24年3月16日（金）まで

ただし、日曜日、土曜日を除く。交付時間は午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までのを除く。）とする。

なお、交付を希望する業者は、事前に担当課まで連絡を入れた後、交付を受けること。

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 物品の製造の請負及び物品の買入に係る競争入札の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第376号）に定める競争入札参加資格者の資格を得ている者で、「洗濯」に登録されている者であること。

(2) 5の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の終了日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 医療法施行規則第9条の14の要件を満たしている者であること。

(4) 当該調達業務について、相当数の実績があること又は安定的に業務履行が可能なことを証明した者であること。

5 入札参加資格者の確認手続き

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加確認資料(以下「確認資料」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

平成24年3月9日(金)から平成24年3月16日(金)まで

ただし、日曜日、土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後4時までとする。

(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

持参による。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 営業実績調書

イ クリーニング業法第5条第1項の届出による許可証(クリーニング所確認済証)の写し

(5) その他

確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について参加資格があると認定された者は、京都府立与謝の海病院手術衣・白衣、タオル・シール等洗濯業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

7 資格確認結果の通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 平成24年3月28日(水)午後2時

イ 場所 京都府与謝郡与謝野町字男山481

京都府立与謝の海病院 地域医療センター(本館3階北側)

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送、電送等による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、洗濯物各品目ごとの単価に予定数量を乗じた額の合計額とし、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは確認資料を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件入札に係る落札者の決定は、平成24年度予算の京都府議会の議決を条件とし、平成24年4月1日付けで行うものとする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下、「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は契約保証金を免除する。

11 入札の執行

本件入札に係る平成24年度予算が京都府議会において議決されない場合は、本件入札は執行しないものとする。ただし、本件入札手続きにおける行為については、指名停止等の措置の対象とする。

12 その他

(1) この入札の実施については、1から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。